

官廳	年次	勅任			判任			計			備			合			前年ヨリ増	
		人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	
陸軍省	二五	三	一三〇〇〇	一〇九	八四二〇〇	六一五	二〇七、七八八	八二二	三三三、六二八	八〇六	一〇一、二五六	一、五六三	四〇六、三四四	四	九、五〇四	九	三、五六六	
大藏省	二五	五	一六〇〇〇	五三	七四、五八三	八六六	二四、二四九	九二四	三三三、〇七九	五五三	一〇〇、八〇〇	一、四六四	四四〇、六七九	一	一〇、三九一	二	三、三〇〇	
内務省	二五	五	一九〇〇〇	七〇	七五、〇五〇	八六六	二四、二四九	九二四	三三三、〇七九	五五三	一〇〇、八〇〇	一、四六四	四四〇、六七九	一	一〇、三九一	二	三、三〇〇	
外務省	二五	一	一〇六、七七七	六三	一八、一八五	一〇八	三、五五〇	一〇〇	三三、八〇〇	六六	一、五七二	一、四六四	三三、八〇〇	一	一〇、三九一	二	三、三〇〇	
樞密院	二五	一	一〇六、七七七	六三	一八、一八五	一〇八	三、五五〇	一〇〇	三三、八〇〇	六六	一、五七二	一、四六四	三三、八〇〇	一	一〇、三九一	二	三、三〇〇	
内閣	二五	七	三〇、一〇〇	二六	四、五〇〇	一〇	三、五五〇	一〇〇	三三、八〇〇	六六	一、五七二	一、四六四	三三、八〇〇	一	一〇、三九一	二	三、三〇〇	

入セズ
 在職武官ノ内文官ヲ専務シテ文官ノ俸給ヲ受クル者ハ表中ニ算入ス○判任ノ俸給ニ階級ノ規定ナキモノハ其相當ノ階級中ニ算入ス○表中ノ判任待遇ハ國庫金ヲ以テ俸給ヲ支給スル巡査、看守、教誨師、監獄醫及守衛ヲ合算セシモノナリ但シ外國人居留地取締ノ巡査其他地方ニヨリテ特ニ國庫金ヲ以テ俸給ヲ支給スル巡査ハ詳ナラザルヲ以テ茲ニ之ヲ闕ク
 本表ノ人員ハ本官ニ據テ掲グ但シ俸給ハ本官兼官ノ別ナク其支給スル階級ニ之ヲ掲グ府縣立師範學校長ノ俸給ハ明治二十五年度ヨリ國庫支辨ニ移サレシヲ以テ本年ヨリ之ヲ算入ス○日給傭ノ給料ハ一ケ年三百日ノ割合ヲ以テ之ヲ年額ニ改算セリ
 明治二十五年京都府ニ二人、大阪府ニ一人、栃木縣ニ六人、三重縣ニ三十六人、福井縣ニ三十人、廣島縣ニ十三人、地方稅ヲ以テ俸給ヲ支辨セシ傭アリ之ヲ表中ニ算入ス

官廳	年次	勅任			判任			計			備			合			前年ヨリ増	
		人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	
海軍省	二五	二	一〇〇〇〇	三九	三六、六八〇	四九八	一八、五四二	五三九	二二二、〇九二	八〇一	一〇九、〇〇八	一、三四〇	三三、一〇〇	八〇	一、七五九	二	一、七五九	
司法省	二五	二	一〇〇〇〇	四一	三六、〇〇〇	四九八	一八、五四二	五三九	二二二、〇九二	八〇一	一〇九、〇〇八	一、三四〇	三三、一〇〇	八〇	一、七五九	二	一、七五九	
文部省	二五	二	一〇〇〇〇	四一	三六、〇〇〇	四九八	一八、五四二	五三九	二二二、〇九二	八〇一	一〇九、〇〇八	一、三四〇	三三、一〇〇	八〇	一、七五九	二	一、七五九	
農商務省	二五	二	一〇〇〇〇	四一	三六、〇〇〇	四九八	一八、五四二	五三九	二二二、〇九二	八〇一	一〇九、〇〇八	一、三四〇	三三、一〇〇	八〇	一、七五九	二	一、七五九	
遞信省	二五	四	一六〇〇〇	一〇二	九六、三〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	
會計検査院	二五	四	一六〇〇〇	一〇二	九六、三〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	
行政裁判所	二五	五	一六〇〇〇	一〇二	九六、三〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	
鐵道廳	二五	四	一六〇〇〇	一〇二	九六、三〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	一、五〇二	二九、〇〇〇	
貴族院事務局	二五	一	三〇〇〇	八	八、七〇〇	一七	六、五〇〇	二六	一八、二〇〇	三三	六、〇〇〇	六	六、〇〇〇	八	八、七〇〇	一	三〇〇〇	
衆議院事務局	二五	一	三〇〇〇	八	八、七〇〇	一七	六、五〇〇	二六	一八、二〇〇	三三	六、〇〇〇	六	六、〇〇〇	八	八、七〇〇	一	三〇〇〇	
合計	二五	二二	一、〇〇〇〇	三九	三六、六八〇	四九八	一八、五四二	五三九	二二二、〇九二	八〇一	一〇九、〇〇八	一、三四〇	三三、一〇〇	八〇	一、七五九	二	一、七五九	

官廳	年次	勅任	奏任	判任	計	備	合計	計	前年ヨリ増
滋賀縣	二二五	三〇〇〇	一六	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
山梨縣	二二五	三〇〇〇	一四	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
静岡縣	二二五	三〇〇〇	一五	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
愛知縣	二二五	三〇〇〇	二二	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
三重縣	二二五	三〇〇〇	二二	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
奈良縣	二二五	三〇〇〇	一〇	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
枋木縣	二二五	三〇〇〇	一四	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
茨城縣	二二五	三〇〇〇	二二	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
千葉縣	二二五	三〇〇〇	一六	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
群馬縣	二二五	三〇〇〇	一八	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
埼玉縣	二二五	三〇〇〇	二〇	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
新潟縣	二二五	三〇〇〇	一七	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
長崎縣	二二五	三〇〇〇	一四	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
兵庫縣	二二五	三〇〇〇	二七	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
神奈川縣	二二五	三〇〇〇	二二	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二

官廳	年次	勅任	奏任	判任	計	備	合計	計	前年ヨリ増
岐阜縣	二二五	三〇〇〇	二二	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
長野縣	二二五	三〇〇〇	二二	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
宮城縣	二二五	三〇〇〇	二〇	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
福島縣	二二五	三〇〇〇	二二	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
石川縣	二二五	三〇〇〇	一五	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
富山縣	二二五	三〇〇〇	一六	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
鳥取縣	二二五	三〇〇〇	一四	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
岡山縣	二二五	三〇〇〇	一七	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
廣島縣	二二五	三〇〇〇	一八	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二
山口縣	二二五	三〇〇〇	一七	二二九〇〇	二〇九	二二七	二二八	二二七	一八五二

官制及附錄
文官及備官廳別

官廳	年次	勅任		奏任		判任		任計		備		合計	
		人員	俸	人員	俸								
和歌山縣	二十五	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
德島縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
香川縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
愛媛縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
高知縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
福岡縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
大分縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
佐賀縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
熊本縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
宮崎縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
鹿兒島縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
沖繩縣	"	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
合計	二十五	16	49,200	16	17,600	16	17,600	16	64,400	16	114,400	16	86,800
總計	二十四	16	49,200	16	17,600	16	17,600	16	64,400	16	114,400	16	86,800

明治	年次	勅任		奏任		判任		任計		備		合計	
		人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸	人員	俸
明治二十三年	二十三年	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
明治二十二年	二十二年	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
明治二十一年	二十一年	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
明治二十年	二十年	1	3,000	1	1,100	1	1,100	1	4,200	1	7,280	1	5,180
合計	二十年	4	12,000	4	4,400	4	4,400	4	16,800	4	28,760	4	20,720

本表ハ前第四百七十表文官及備ノ人員俸給ニ兼務ノ人員ヲ加算シ之ヲ各官廳ニ區別掲載セシモノナリ
 ○試補ハ奏任ニ見習ハ判任ニ判任待遇ハ備ニ算入ス以下諸表之ニ倣フ

第四七二

陸海軍武官

明治二十五年十二月三十一日

別種	階級	陸軍		海軍		別種	階級	陸軍		海軍	
		人員	俸	人員	俸			人員	俸	人員	俸
勅任 將官及相當官	大佐及相當官	54	126,936	1	10,493	總計	明治二十四年	10	22,800	1	10,493
	中佐及相當官	71	115,307	1	10,328		明治二十三年	10	22,800	1	10,328
	少佐及相當官	298	333,352	1	10,512		明治二十二年	10	22,800	1	10,512
	中尉及相當官	1,077	684,077	1	10,738		明治二十一年	10	22,800	1	10,738
奏任 大尉及相當官	大尉及相當官	1,276	556,788	1	10,661	總計	明治二十年	10	22,800	1	10,661
	中尉及相當官	6,559	2,211,876	1	11,332		合計	33	74,400	4	41,884
	少尉及相當官	33,435	2,048,336	1	11,551						
	准士官	47	16,920	1	14,135						
判任 下士官	判任下士官	6,917	723,453	1	10,999	總計	明治二十四年	10	22,800	1	10,999
	准士官	7,339	453,333	1	11,235		明治二十三年	10	22,800	1	11,235
	士官	7,339	453,333	1	11,470		明治二十二年	10	22,800	1	11,470
	計	27,395	1,627,119	4	43,703		明治二十一年	10	22,800	1	43,703
軍	軍	6,917	723,453	1	11,714	總計	明治二十年	10	22,800	1	11,714
	海軍	7,339	453,333	1	11,949		合計	33	74,400	4	45,356
	陸軍	7,339	453,333	1	12,184						
	海軍	7,339	453,333	1	12,419						